

令和7年第1回本巢市議会臨時会議事日程（第1号）

令和7年2月5日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議会議長辞職の許可について
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（本巢市新庁舎ネットワーク構築業務変更契約）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巢市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第7 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号））

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 追加日程1 発議第1号 道下和茂議会運営委員に対する不信任決議
- 第4 議会議長辞職の許可について
- 追加日程2 議会議長の選挙について
- 追加日程3 予算決算委員会委員辞任の許可について
- 追加日程4 予算決算委員会委員の選任について
- 追加日程5 総務企画委員会委員辞任の許可について
- 追加日程6 総務企画委員会委員の選任について
- 追加日程7 文教福祉委員会委員辞任の許可について
- 追加日程8 文教福祉委員会委員の選任について
- 追加日程9 議会運営委員会委員辞任の許可について
- 追加日程10 議会運営委員会委員の選任について
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について（本巢市新庁舎ネットワーク構築業務変更契約）
- 第6 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巢市一般会計補正予算（第8号））
- 第7 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号））

出席議員（16名）

1番 吉村知浩

2番 高橋知子

3番 瀬川 照司
5番 片岡 孝一
7番 寺町 茂
9番 高橋 勇樹
11番 高田 浩視
13番 鏝本 規之
15番 道下 和茂

4番 飯尾 龍也
6番 高橋 時男
8番 澤村 均
10番 今枝 和子
12番 河村 志信
14番 臼井 悦子
16番 大西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------|--------|
| 市長 | 藤原 勉 | 副市長 | 谷口 博文 |
| 教育長 | 川治 秀輝 | 総務部長 | 村澤 勲 |
| 企画部長 | 林 玲一 | 市民部長 | 加納 正康 |
| 健康福祉部長 | 小椋 真二 | 産業経済部長 | 瀬川 清泰 |
| 都市建設部長 | 高橋 君治 | 水道環境部長 | 青木 竜治 |
| 教育委員会 事務局 長 | 高木 孝人 | 会計管理者 | 磯部 千恵子 |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------|--------|------|-------|
| 議会事務局長 | 大久保 守康 | 議会書記 | 山本 憲 |
| 議会書記 | 廣瀬 知倫 | 議会書記 | 内木 雅浩 |

開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまから令和7年第1回本巣市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 河村志信君と13番 鏑本規之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、会議について報告させていただきます。

初めに、第293回岐阜県市議会議長会会議が1月30日に高山市において開催され、副議長と共に出席しましたので、報告いたします。

会議は、会務報告の後、議案の審議に入り、美濃市から提出された訪問介護の基本報酬の引下げ撤回と、早急な介護報酬の引上げの再改定について、また及び瑞浪市から提出されました自動運転移動サービス等の社会実験に向けた環境整備についての要望議案が提出され、審議の結果、全て原案のとおり採択されました。

次に、令和7年度岐阜県市議会議長会の負担金についての議案が提出され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

続いて、令和7年度岐阜県市議会議長会会計の歳入歳出予算についての議案が提出され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

また、議長会の次期開催地につきましては、多治見市に決定されました。

以上、会議等についての報告を終わります。

次に、議会運営委員会をお願いいたします。

委員長 道下和茂君。

○議会運営委員会委員長（道下和茂君）

それでは、報告させていただきます。

議会運営に関する申入れをさせていただきます。

令和6年12月25日付で議長より辞職願が提出され、本臨時会において議会議長辞職の許可が諮られることとなっております。このことにつきまして、議会運営委員会として申入れ書を議長宛てに提出しているところであり、その内容などについて説明をさせていただきます。

議会運営に関する申入れ。

議長が令和6年第4回本巣市議会定例会において提出された、議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議案に反対するよう議場内で議員に働きかけた行為については、非常に残念なことであり、到底許されない行為であるが、このことについて議長として責任を痛感し、自ら令和6年12月25日付で議長辞職願を提出しているところである。

本議会としては、この事案を議長の単独案件として捉えることなく、これを契機として、今後は、議員一人一人が市民から負託を受けた代表としての自覚の下に、議会全体の責任と規律を正しつつ、その秩序維持と信頼構築のため行動することを議会運営委員会として求めるものでございます。

令和7年2月5日提出。本巣市議会議員、私、道下和茂、飯尾龍也、鰐本規之、河村志信、高田浩視、今枝和子。

以上、議会運営に関する申入れについて御報告をさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

次に、議会だより編集特別委員会をお願いいたします。

委員長 寺町君。

○議会だより編集特別委員会委員長（寺町 茂君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告いたします。

議会だより第85号につきましては、2月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、12月に開かれました第4回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、新庁舎議場において議席に座る各議員の写真を掲載しました。

2ページからは、第4回定例会で議決された補正予算の内容と主な議案について、審議結果及び各議員の表決、議員活動日誌、委員会活動、一般質問、行政視察の受入れ、議員研修、特集、議会開会のお知らせの順に掲載しました。

今回は、令和6年12月17日、12月24日、令和7年1月7日、1月10日の計4回、委員会を開催しました。

次回の議会だよりについては、第2回定例会の内容を主な内容として、5月1日発行の予定です。以上、議会だより編集特別委員会からの報告とします。

○議長（大西徳三郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

それでは、もとす広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和6年第4回もとす広域連合議会臨時会が、会期を12月19日の1日限りとして、本巢市役所旧真正分庁舎3階議場において開催されましたので、報告いたします。

臨時会では、条例の一部改正1件と補正予算3件の計4件の議案が提出され、審議が行われました。

条例改正1件については、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であり、令和6年8月の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものです。

次に、令和6年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算は3件であり、主に職員の給与に関する条例の一部改正に伴い補正を行うもので、一般会計は既定の予算総額に361万9,000円を増額し、介護保険特別会計については175万円の増額があったものの、介護保険システム改修委託料に関し同額の減額があったため、結果として、予算総額としては変更がなく、また、老人福祉施設特別会計は既定の予算総額に599万1,000円を増額するものであります。

以上、計4件の議案について、それぞれ慎重に審議を行いましたところ、全ての議案が原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

動議を出したいと思っております。

理由については、今から審議が済んだ後、また議長選挙が行われるかと思えますけれども、その議長選挙の前に、道下議員が行ったことについて少し。本巢市は、岐阜県の中でも最初の頃につくった、1番目か2番目ぐらいにつくったパワハラ条例というものがあるわけでありまして。その中において、今回今から行われると思われる議長選挙の中において、候補者となり得る人に対して、自分が議長になりたいためなのか分かりませんが、候補者に対して、あなたが議長になっても私は協力しないというような旨で、自分に投票するように迫ったのか否かは知りませんが、

そういう行動を起こしたことについては少し問題があるかなあという思いをしております。

なぜなら、道下和茂議員は議会運営委員の、また委員長でもあります。議会運営委員会というのは議長を補佐する立場であり、議長の諮問機関という立場であります。そのトップである委員長たる者が、議長に対して、また議長にその人がなったときでも、なる可能性がある人に対して、私は協力をしませんよと言うことについてはすごく重い発言だというふうに感じているわけであります。

議長において、この問題は議運の中で諮るべきであるということで、議長に対して議運の再開をお願いしたところ、内容を聞かれて、そして委員長の退任ということは議会運営委員会の中で決めることであるけれども、委員の退陣を求めるということについては本議会の中で決められたことでありますので、本議会で提出してやってくださいと。そこでもし可決されれば、必然的に議会運営委員会のメンバーとして外れることになれば、当然議会運営委員会のメンバーではない以上、委員長もできませんので、必然的に失職ということになるので、本議会の中で諮るよという提案をいただきましたので、それに従って皆さんの御審議を伺いたく、今から動議として案件として提出したいと思っておりますので、書類制作上、議長におかれましては暫時休憩をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま鏝本委員から動議の発言、また趣旨説明がありましたけど、そういうことですね。

○13番（鏝本規之君）

はい。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、鏝本議員から道下和茂議会運営委員に対する不信任決議の動議が提出されましたので、地方自治法第117条の規定により、議席番号15番 道下和茂君の退場を求めます。

○13番（鏝本規之君）

ちょっと待ってください。

その前に文書の制作がまだできておりませんので、暫時休憩にさせていただけるとありがたいですが。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開します。

ただいま言いましたように、道下和茂君の退場を求めます。

[15番 道下和茂君 退場]

この動議は、会議規則第15条の規定により、提出者の外に1名以上の賛成者が必要です。

賛同される方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

3名。分かりました。

それでは、13番 鏑本議員から提出されました道下和茂議会運営委員に対する不信任案決議は、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（大西徳三郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。道下和茂議会運営委員に対する不信任決議の動議を日程に追加し、追加日程1とし、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、道下和茂議会運営委員に対する不信任決議の動議について日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程1 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

追加日程1、発議第1号 道下和茂議会運営委員に対する不信任決議を議題といたします。

提出者に説明を求めます。

13番 鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

それでは、提出者として提出案件について説明をさせていただきます。

先ほど動議の内容について、この場でお話ししたとおりであります。

今お配りしてあるかと思いますが、この書面のとおりでありますけれども、改めて読ませていただきます。

道下和茂議会運営委員におかれては、議長候補者に対し、「もしあなたが議長に当選された場合、私はあなたには協力できない。」とのパワーハラスメントと受け取られかねない行動について、これが本当に事実であれば、市民の負託を受けた代表者である議員としての行動としては、あるまじき行為であり不適切であると言わざるを得ない。

本市議会としては、市民から負託を受けた代表として、信頼に応える議会であるため、議会の規律を正し、その秩序維持と信頼構築のため、議会の責任においてここに道下和茂議会運営委員に対する不信任を表明する。

提出者、鏑本規之、賛成者、河村議員であります。よろしく御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

本巢市には、パワハラ条例というのが先輩たちの間でつくられました。何のためにつくったかということもありますので、そういうことも含めてよく考え、それぞれの考えで結構ですので、よろしく御賛同願いますようお願いをしておきます。質問等があれば承ります。

○議長（大西徳三郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 澤村君。

○8番（澤村 均君）

この文書を読んだ限りで、何がどうしてどうなったかというのが全く詳細が分かりません。これを受けられた方というのは、議運なのか、どういう場所であるのか、普通、裁判という証拠固めというんですか、実際あったかどうかということはどこで行われましたか。

○議長（大西徳三郎君）

提出者。

○13番（鰐本規之君）

今、テレビ等においても男とか女の関係で、テレビ局は今テレビの中で討論という形で記者会見をやっているわけであります。そのときに、被害者である人、加害者である人、加害者のほうは名前が出ておるんですけども、被害者となる人においては名前を伏せております。私もそういう思いがありましたので、「議長候補者に対し」というふうにしたわけであります。

また、このことがどうして分かったかということについて説明をさせていただきます。

私は、議員になって20年になるわけであります。その間、人事案件、要するに議長を誰にするのかということについて15回携わってきました。そのことについては、議長を決めるだけでは人事とはならないわけであります。議長を補佐する人間は誰にするのか、議長・副議長の間がうまいこといくのか、それを補佐するための議運の委員長は誰にするのか、またその人がなったときに議長の補佐がうまいことやってもらえるのか等々、また議運の委員長になる人は、委員にはなるけれども各委員会の委員長にはならないようにということで、委員会の名簿の中には入っても委員長はならないようにという形にして、一人一人の人材、また議員の中でそれでよしとする方法を見い出して、そして議長選挙をしてきた。また副議長も決めてきました。結果として、議運の委員長が誰になるのか、各委員会の委員は、その中で決めてもらえれば大体いいメンバーにしてきたつもりなんです。

その中において今回のような案件、特に自分が議長になりたいために、相手候補となるような人に対してこのような発言をするということについては、私は15回の中で初めて聞いたわけであります。また、これを許すとするならば、本巢市は他市と比べて早いうちにパワハラ条例というものをつくったわけであります。これも前座があってできたわけであります。

この前座というのは、議員が職員に対してパワハラと思われる行為をしたわけでありますけれども、そのパワハラを受けたと思われる職員は非常に意志の強い人間であり、体育系の人間でありま

したので、心は非常に強かった。けれども、ここで自分は我慢できるけれども、もし後輩が同じ思いをさせられてはもたないだろうという思いから、本人が申し出て、パワハラを受けましたと。本人の意思ではないけれども、後輩のを感じ、そういうことが今後起こらないようにという思いから訴えを起こしていただき、それを受け止めて、本人からの訴えがなくても、そういう行為をしないようにという戒めの下に、今回のパワハラ条例というのを他市よりも先に行ったわけでありませぬ。

今までの報道機関等々で、議員各位の中で、また職員と市長とのトラブルどうのこうのというのが結構報道されていますけれども、その中で反省をしてパワハラ条例をつくらうという動きが、他市の議会の中ではいよいよそれが始まっているけれども、本巢市の中においては、そういう事案等々があつて他市よりも先に行ったわけでありませぬけれども、それをつくった本人、賛成した本人が同じようなことをしてしまつては非常に間違いであろうという思いから、今回の委員に対する、特に議員まで辞めなさいとは思いませんけれども、議長を補佐する立場にある議会運営委員のメンバーからは外れていただきたいという思いから出したわけでありませぬので、どこで何をしたかということは、私自身は承知をしておりますけれども、そういう思いをしている人から連絡があつて、応援をしてもらっているけれども、私はそういうことまで言われてまで議長になると、自分が議長になれば、議会運営委員会の委員長たる者が応援をしてくれないということは、足を引っ張られるおそれがあり、議会に迷惑をかけるおそれがあるので、せつかく応援してくれておるのに、私は辞退をしたいということが私のところに來ましたので、そういう問題が初めて起きているなあということを知つたわけでありませぬので、それだけで全てのことを理解していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

1番 吉村君。

○1番（吉村知浩君）

まず初めに、パワーハラスメント条例が制定されて、ハラスメントなのかどうかという部分で今話し合われているんだと思ひますけれども、一番大事なこと、このハラスメントが本当にあつたのかどうかといった部分だと思ひます。先ほど澤村さんも言ひましたが、今聞こえてくる声が、鏝本議員の訴えのみとなつている中で、僕んた、一番危険なのは、なかつたものに対して、罪を犯していない者に対して処分するということは避けたいと思ひております。できれば、本人がもし認めているのであれば、その本人の声を聞くなり、本当にこのハラスメントがあつたのかどうかといった部分、何かしらの情報をいただけると判断材料になると思ひますが、どうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

鏝本君。

○13番（鏝本規之君）

私も1人の人間を、言葉の簡単な言い方をすれば、処罰という形をするということについては、臆測とか自分の感情とかではやりません。本人が言えば済むことではないのかというけれども、それぞれにおいてはそれぞれのプライドもある。そういう中において、もしそれを本当に的確にやろうとするなら、調査委員会を設置して、そして物事をとことん追及をするなり、またうそ偽りのないようにするためには百条委員会等を設置して、議会の中の裁判という形で証人等々を呼んでやるということが本来の形になるかと思うんですが、私はその事実があったということは確信をして、ここに出しているわけであります。

もし、このことが事実でないとするなら、私も虚偽の報告によって議員を陥れたということになれば、それだけの罪を背負うわけであります。ですので、虚偽の報告をもしして議会を混乱に陥れたとするなら、私は私なりの責任の取り方は重々承知をしておるわけでありますけれども、私は真実だと確信してやっておるわけでありますので、もし議員各位の中で、鰐本の言っていることは信用できない、虚偽であると、その疑いがあると思う方があれば、この案件については一旦保留にするなり、また採決として必要なしという形にするなりした後に、こんどき私に対する虚偽の報告をして議会を混乱に陥れたということで調査委員会を設けていただければ結構であります。もちろんルールの中に従ってやるわけであります。

私は、過去において無実の罪というのか、ルール違反という形で議会の中でいろいろとたたかれましたけれども、たたいたほうがルールを間違えているということで、新聞に相当たたかれた本人たちが答弁に困って、実質的にはその調査委員会みたいなものも必然的に解散した過去があります。

ですので、やられる立場とやる立場、自分の経験の中で全て持っております。今回のことについても絶対の自信がありますけれども、もし疑いがあるとするなら、この審議が済んだ後において調査委員会の設置を議員のほうから求めてもらえれば結構かと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

発議第1号を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数です。したがって、発議第1号 道下和茂議会運営委員に対する不信任決議は否決することに決定いたしました。

議席番号15番 道下和茂君の入場を許可します。

[15番 道下和茂君 入場]

道下和茂君に申し上げます。

ただいま道下和茂議会運営委員に対する不信任決議は否決されたので、報告いたします。

日程第4 議会議長辞職の許可について

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、議会議長辞職の許可についてを議題といたします。

このたび、私は一身上の都合により議長の職を辞したいので、令和6年12月25日付で辞職願を副議長に提出しました。これより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により、除斥のため、退場することとし、副議長と交代いたします。

[議長退場]

[副議長 議長席に着席]

○副議長（飯尾龍也君）

ただいま大西議長から議長の辞職願があり、退場されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

まず、書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（山本 憲君）

朗読します。

令和6年12月25日、本巣市議会副議長様。本巣市議会議長 大西徳三郎。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長（飯尾龍也君）

お諮りします。大西徳三郎さんの議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

異議がありますので、起立により採決いたします。

○13番（鏑本規之君）

ちょっと待った。

○議会議務局長（大久保守康君）

採決は、申し訳ないです。採決に入ったときは、もうそのまま採決しかできないんです。発言ができないんです。

○13番（鏑本規之君）

だから、異議がある以上は、異議に対しての説明を求めなければならないだろうと私は思っている。賛成の人においてはだんまりで結構ですけども、反対ということについては、議会は議論をしていくことであり、過去においてもそのことがあって、私は、議長が反省をしておるので、辞職をするまでのことではないであろうということで反対の討論をした覚えもありますし、またそれによって皆さんの同意を得て、辞職は認めないというふうにした経緯がありますので、議事進行においては、反対の理由を述べるというのは今まで過去にやっております。

何なら議事録を調べてもらうために暫時休憩を求めます。

○副議長（飯尾龍也君）

それでは、暫時休憩。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

○副議長（飯尾龍也君）

再開します。

発言。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

13番 鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

今、議長から辞職の願いが出てきました。それを認めるか認めないかということで採決が行われるわけであります。

私は、過去においてもいろんな形で発言をさせていただいてきました。この件についても、さきの全員協議会の中において、議長は深く反省をしているということについて述べておられました。本人がそれだけ深く反省している。また、どうしてああいうことをしてしまったかなということについても、うっかりというような形で、自分が議長として少し知識不足であったというような形の発言もされておりました。

本人が深く反省している以上は、私は議長を辞職するまでもないだろうというような思いがあり、採決を採るのは結構なんですけれども、私は本人がそこまで深く反省しているものに対して、議長を辞めなさいということは少し酷なような気をしておりますので、採決が、誰がどういうふうに見えるかとそれは個人個人の自由ではありますが、罪を憎んで人を憎まず、反省する者においては大いに寛大な気持ちで許してあげていただきたいなというふうに思っておりますので、議員各位においてはよろしく御判断のほどお願いをいたします。

○副議長（飯尾龍也君）

それでは、異議がありますので、起立により採決いたします。

大西徳三郎さんの議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数により、許可することに決定しました。したがって、大西徳三郎さんの議会議長辞職の許可については、許可することに決定しました。

議会議長辞職の許可について終了しましたので、大西徳三郎さんの入場を許可します。

〔議長入場〕

大西徳三郎さんに申し上げます。

大西徳三郎さんの議長辞職を許可することに決定しました。

大西徳三郎さんは登壇し、御挨拶をお願いします。

○16番（大西徳三郎君）

ただいま私の議長辞職ということで、皆さん許可をしていただきましてありがとうございました。

朝、冒頭にもお話ししたように、議長をしていくには、やっぱり自分に常に凜としてやっていかなきゃならない。そのことには、私の不徳の致すところであったかなと思います。

今後は、一議員として皆さんと一緒に議会活動をしていきたいと思います。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（飯尾龍也君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程2とし、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程2とし、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程2 議会議長の選挙について

○副議長（飯尾龍也君）

追加日程2、議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号7番 寺町茂さんと8番 澤村均さんを指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票願います。

[投票]

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、うち有効投票14票、無効投票2票。

有効投票中、道下和茂さん10票、高橋時男さん4票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、道下和茂さんが議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

ただいま議長に当選された道下和茂さんが議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

道下和茂さんは登壇し、御挨拶をお願いします。

○新議長（道下和茂君）

それでは、お許しをいただき、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、私、本巢市議会議長に選任賜りまして心より感謝を申し上げる次第でございます。

議員任期が半年ほどとなっており、短い期間ではございますが、その責任の重さを感じておる次

第でございます。私は議員各位の御理解の下に、合議体でございます議会において、その意思形成は公平公正を基本理念とし、地方自治法の下に本巢市議会委員会条例や会議規則に基づき、円滑かつ秩序ある議会運営とさらなる活性化を目指すとともに、地方自治体の二元代表制の機能が十分発揮できますよう、議会、行政が連携を緊密に取り、開かれた議会運営に努力いたす所存でございます。

最後になりますが、本巢市は市制施行20年が過ぎました。次の10年、次代を見据え、本巢市の発展を目指すには、議員各位並びに行政職員皆様の御協力が不可欠でございます。今後とも一層の御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。

○副議長（飯尾龍也君）

これで私の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

新議長 道下和茂さん、議長席へお願いします。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（道下和茂君）

それでは、暫時休憩いたします。それでは、11時45分まで休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは再開します。

このたび、私は一身上の都合により予算決算委員の職を辞したいので、ただいまの休憩中に辞任願を提出いたしました。これより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場することとし、副議長と交代をいたします。

〔議長退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（飯尾龍也君）

ただいま議長から予算決算委員の辞職願があり、退場されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

お諮りします。ここで予算決算委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程3とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、予算決算委員会委員辞任の許可について日程に追加し、追加日程3とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程3 予算決算委員会委員辞任の許可について

○副議長（飯尾龍也君）

追加日程3、予算決算委員会委員辞任の許可についてを議題とします。

お諮りします。議長の予算決算委員会委員辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長の予算決算委員会委員辞任の許可について、許可することに決定しました。

予算決算委員会委員辞任の許可について終了しましたので、議長の入場を許可します。

〔議長入場〕

議長に申し上げます。

議長の予算決算委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の一身上の事件に関する議題が終了しましたので、議長と交代します。御協力ありがとうございました。

〔議長 議長席に着席〕

○議長（道下和茂君）

ただいま予算決算委員1名が欠けました。

お諮りします。予算決算委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程4とし、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、予算決算委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程4とし、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程4 予算決算委員会委員の選任について

○議長（道下和茂君）

追加日程4、予算決算委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。予算決算委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

大西徳三郎君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、予算決算委員は、ただいま指名したとおり選任することと決定をいたします。

先ほど休憩中に大西徳三郎君から総務企画委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。ここで総務企画委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程5として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、総務企画委員会委員辞任の許可について日程に追加し、追加日程5として直ちに議題とすることに決定します。

追加日程5 総務企画委員会委員辞任の許可について

○議長（道下和茂君）

追加日程5、総務企画委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大西徳三郎君の退場を求めます。

〔16番 大西徳三郎君 退場〕

お諮りします。大西徳三郎君の総務企画委員会委員辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、大西徳三郎君の総務企画委員会委員辞任の許可については、許可することに決定しました。

総務企画委員会委員辞任の許可についてが終了しましたので、大西徳三郎君の入場を許可します。

〔16番 大西徳三郎君 入場〕

大西徳三郎君に申し上げます。

大西徳三郎君の総務企画委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

ただいま総務企画委員1名が欠けました。

お諮りします。総務企画委員会委員の選任について、日程に追加し、追加日程6として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、総務企画委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程6として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程6 総務企画委員会委員の選任について

○議長（道下和茂君）

追加日程6、総務企画委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。総務企画委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

私、道下和茂を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、総務企画委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

先ほど休憩中に大西徳三郎君から文教福祉委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。ここで文教福祉委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程7として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、文教福祉委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追

加日程7として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程7 文教福祉委員会委員辞任の許可について

○議長（道下和茂君）

追加日程7、文教福祉委員会委員辞任の許可について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大西徳三郎君の退場を求めます。

〔16番 大西徳三郎君 退場〕

お諮りします。大西徳三郎君の文教福祉委員会委員辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、大西徳三郎君の文教福祉委員会委員辞任の許可については、許可することと決定しました。

文教福祉委員会委員辞任の許可についてが終了しましたので、大西徳三郎君の入場を許可します。

〔16番 大西徳三郎君 入場〕

大西徳三郎君に申し上げます。

大西徳三郎君の文教福祉委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

ただいま文教福祉委員1名が欠けました。

お諮りします。文教福祉委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程8として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、文教福祉委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程8として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程8 文教福祉委員会委員の選任について

○議長（道下和茂君）

追加日程8、文教福祉委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。文教福祉委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

私、道下和茂を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、文教福祉委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

このたび、私は一身上の都合により議会運営委員の職を辞したいので、先ほど休憩中に辞任願を提出いたしました。これより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場することとし、副議長と交代をいたします。

〔議長退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（飯尾龍也君）

ただいま道下議長から議会運営委員の辞任願があり、退場されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

お諮りします。ここで議会運営委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程9として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員辞任の許可について日程に追加し、追加日程9として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程9 議会運営委員会委員辞任の許可について

○副議長（飯尾龍也君）

追加日程9、議会運営委員会委員辞任の許可についてを議題とします。

お諮りします。議長の議会運営委員会委員辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長の議会運営委員会委員辞任の許可については、許可することに決定しました。

議会運営委員会委員辞任の許可についてが終了しましたので、議長の入場を許可します。

〔議長入場〕

議長に申し上げます。

議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の一身上の事件に関する議題が終了しましたので、議長と交代します。御協力ありがとうございます。

〔議長 議長席に着席〕

○議長（道下和茂君）

ただいま議会運営委員1名が欠けました。

お諮りします。議会運営委員会委員選任についてを日程に追加し、追加日程10として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程10とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程10 議会運営委員会委員の選任について

○議長（道下和茂君）

追加日程10、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

大西徳三郎君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

先ほど私が指名いたしました方を議会運営委員会委員に指名することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

お座りください。

それでは、起立多数でございます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおりに選任することに決定しました。

次に、議会運営委員長が欠けましたので、議会運営委員長の互選を行っていただきたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後0時16分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは、再開をいたします。

ただいま出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長が決定しましたので、報告をいたします。

議会運営委員会委員長に大西徳三郎君が選任されました。以上のおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鏝本議員。

○13番（鏝本規之君）

ただいま議長のほうから、議運の委員長は大西議員ということで報告をされたわけでありましてけれども、内容の説明をしますと、大西議長は自分が議運の委員長になりたいということで、自分が議運の委員長になることについて賛成をしたわけでありまして。本来でいうならば、指名された人間が自分の名前のおきに賛成をするというのは、普通はないんです。そうなれば、次点であった人が、くじが始まっちゃったんですけども、くじで外れた人が本来でいくと議運の委員長になるべきであったと思っております。

その中で、こういう体制になったということについては、一つこの議場の中における発言等々、また疑問符が湧くわけでありまして。大西議員は、一身上の都合という形で議長を、辞職願を出したわけでありまして。その一身上の都合が、今の結果を見ると、議長は議長にしてもらって、自分はそ

の後をやるという、役職を交代するために仕組んだのではないかと疑われても仕方がないわけであります。そうでないとするなら、議運の委員長を指名されたときに、一身上の都合で私は議長職を辞したので、辞退するのが本来だと思っております。にもかかわらず、指名された本人が多数決のときに自分をよしとするほうに手を挙げるなんていう茶番は、到底この議会の中で私は許されるものではないと思っております。

ただ、決まったことは決まったことですので、それはやむなしということでもありますけれども、古参議員としての立場もありますので、一言申し添えておきます。以上。

出来レースに加担した議員たち、皆反省せないかんぞ。賛成じゃなくて、反省せないかんぞ。

日程第5 報告第1号（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

それでは、日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（本巣市新庁舎ネットワーク構築業務変更契約）を議題といたします。

藤原市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

お疲れさまでございます。

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について（本巣市新庁舎ネットワーク構築業務変更契約）でございます。

本巣市新庁舎ネットワーク構築業務の変更契約の締結につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年1月20日、変更金額を決定し、契約する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（道下和茂君）

報告第1号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

報告第1号 専決処分の報告について（本巣市新庁舎ネットワーク構築業務変更契約）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年1月20日、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案のつづり、2ページの専決処分書をお願いいたします。

2の契約の変更事項につきましては、当初契約金額1億7,490万円を1億8,227万円に変更し、737万円増額したものでございます。

4の変更理由につきましては、セキュリティエリアの見直しに伴う電子錠の設置箇所を増やした等の精算によるものでございまして、契約約款第6条の業務内容の変更の規定に基づくものでございます。

なお、契約の相手方は、岐阜市六条北4丁目10番7号の中央電子光学株式会社でございます。続きまして、議案の概要の1ページをお願いいたします。

こちらが本契約の当初の仮契約書でございます。

2ページ目が令和5年第4回定例会で可決された後の当初の契約書でございます。

3ページ目が今回専決した変更契約書となります。

説明は以上でございます。

○議長（道下和茂君）

以上で報告第1号の報告を終わります。

日程第6 報告第2号及び日程第7 報告第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第6、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巣市一般会計補正予算（第8号））及び日程第7、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巣市水道事業会計補正予算（第3号））を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巣市一般会計補正予算（第8号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月20日、令和6年度本巣市一般会計補正予算（第8号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巣市水道事業会計補正予算（第3号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月20日、令和6年度本巣市水道事業会計補正予算（第3号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

以上、詳細につきましては、報告第2号は副市長から、報告第3号は水道環境部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

報告第2号の補足説明を谷口副市長に求めます。

谷口副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、報告第2号、令和6年度本巢市一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当事業として実施いたします。物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対する支援として、1世帯当たり3万円の給付金と、これらの世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり2万円の給付金を支給する低所得世帯支援給付金給付事業、物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援として、18歳以下の児童1人当たり1万円の給付金を支給する子育て世帯応援給付金給付事業、物価高騰に伴う子育て世帯の負担軽減を図るため、1月から2月の学校給食費を免除する学校給食費免除事業、物価高騰による市民の負担軽減を図るため、2か月分の基本料金を免除する水道基本料金免除事業の予算につきまして、1月20日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの4ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第8号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,707万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204億2,360万1,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫補助金の6目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億75万3,000円につきましては、先ほど説明させていただきました4つの事業に対する交付金でございます。

繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金2,000万円につきましては、財源調整による増額でございます。

その下、諸収入、雑入の4目給食事業収入2,367万6,000円の減額につきましては、学校給食費免除事業によるものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

民生費、社会福祉費の11目低所得者支援及び定額減税補足給付金給付費1億476万1,000円につきましては、低所得世帯支援給付金給付事業に係る関係予算でございまして、給付対象世帯数3,000世帯、子ども加算給付金対象人数340人を見込んだものでございます。

民生費、児童福祉費の1目児童福祉総務費5,538万8,000円につきましては、子育て世帯応援給付金給付事業に係る関係予算でございまして、給付対象人数5,300人を見込んだものでございます。

8ページを御覧ください。

衛生費、水道費の1目上水道費3,638万6,000円につきましては、水道基本料金免除事業に伴う水道事業会計補助金の増額でございます。

教育費、保健体育費の3目学校給食センター費につきましては、学校給食費免除事業に伴う財源の変更でございます。

一番下の予備費54万2,000円につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

次に、報告第3号の補足説明を青木水道環境部長に求めます。

青木水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、報告第3号、令和6年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）、専決処分につきまして補足説明させていただきます。

この水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、物価高騰による市民の負担軽減を図るため、水道料金を免除し、水道料金の減額をする事業でございます。予算につきましては、令和7年1月20日に専決処分をさせていただいております。

それでは、水道事業会計補正予算（第3号）の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入の総額につきましては変更ございません。

2ページをお開き願います。

実施計画書にて御説明させていただきます。

収益的収入でございますが、1款1項1目給水収益3,638万6,000円の減額につきましては、令和7年1月及び2月分の水道基本料金の免除による減額分でございます。

2項2目他会計補助金3,638万6,000円の増額につきましては、一般会計からの補助金の増額によるものでございます。

以上、水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

報告第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

河村議員。

○12番（河村志信君）

説明資料の1番、低所得世帯支給給付金事業ですけど、給付対象者数は、12月13日現在ということで数字が出てくるわけですけど、正確な数字というのは出ないものなのかとちょっと疑問を感じるんですけど、3,000世帯とか2,000世帯とか、その辺はやはり把握しにくいのか、それとも基準日以降でまた発生すれば、それが増えるとか、減るかでこういう表現になるのかをお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

本会議前の全協の中でも御説明をさせていただきましたが、まずこちらの国の仕組みでございます。国の仕組みの低所得者世帯、おおむね3,000世帯を見込んでいるというような表現をさせていただきましたが、現在総合行政情報システムという基幹システムを用いまして、正しい世帯数というのは今後判明してくるものと考えております。

それと、先ほども説明させていただきましたが、いわゆる令和6年1月2日以降の転入者につきましても、こちらも不確定なところもございますので、過去の令和2年度以降、こういった低所得者世帯に対する支援金という給付事業は、毎年度やっておりますけれども、その経験を踏まえて3,000世帯を見込んでいるということでございます。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかにございますか。

[挙手する者あり]

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

じゃあ、お尋ねをいたします。

今る説明があったわけでありましてけれども、この説明の中に国からの全額の支給というふうな説明があったと思っております。この中において、支給内容も国からの指示に従って行われたのか、まずお伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

お答えをいたします。

今回の4本の事業のうち、本事業、低所得者世帯に関する事業につきましては国の制度でございます。市の裁量をもって給付金額を増減することはできません。そして、こちらの事業につきましては100%、10分の10の国庫の補助事業でございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

一括で聞いちゃいますけど、今だと国の指定によって、国からの、露骨なことを言うと、こうしなさいという形で示された予算、ほかにも多分あるだろうと思うんですが、今回支給された中において。市独自の考えで行えた予算がどこかあるなら御説明をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

今回のまずもって議案の予算書（第8号）のうち、事項別明細書というのが実はございまして、5ページをちょっとお開きいただきたいと思います。

5ページです。これは、今回は国の交付金でやる事業の専決予算が全体でございまして、これを見ていただきますと、民生費でいきますと補正額1億6,014万9,000円ということがございまして、その右側に財源内訳というのが載っております。

民生費が先ほどの国の給付金事業以外に子育て世帯の1万円の給付費と、衛生費が水道料金の2か月の免除事業、教育費が給食費2か月分の支援事業ということでございまして、それが総額で国からの臨時交付金が2億75万3,000円ということになっております。一般財源の欄とその他の調整、一般財源の欄の各それぞれが、市がその分を財源加えてやったということでございまして、何が言いたいかといいますと、先ほどの非課税世帯の1世帯3万円のこども加算2万円以外の事業については、市の裁量で一般財源を加えてやった事業ということでございまして、したがって、国の制度に基づいてやる給付金事業以外の3つの事業は、こういった状況で事業を進めさせていただくということでございまして、以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

今説明を伺って、ある程度納得をしたわけでありまして。

国からの交付金の中に、簡単な言い方をすると、縛りの交付金だけでは満遍なく市民に行き渡らないだろうというような思いの中から、一般財源の中から少し出して、市民全体に行き渡るような細かい政策をされたと推測するわけでありまして。また、数字を見た限りでは、水道のところも含めて、全世帯に対して交付金の内容が皆さんに行き渡るようにというようなきめ細かな予算配分をされたということと察しておるわけでありまして。

大いに結構な予算配分をしてくれたなあと思いますので、報告事項でありますけれども、よくやっていただきました。ありがとうございます。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者あり〕

高田議員。

○11番（高田浩視君）

1点だけちょっと確認したいんですけど、この住民税非課税世帯等の分と子育て応援ということで、前者のほうは外部委託というふうに考えて、子育て世帯のほうは職員のほうでやるという対応なんですか。ちょっとそこを確認したいんですけど。

○議長（道下和茂君）

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

お答えをいたします。

両事業とも外注ではなく、私どもの健康福祉部福祉支援課の中で実施します。ただ予算上、外部委託という、恐らく職員の派遣のことを指していらっしゃると思いますが、こちらはあくまで受付業務のみでございます。受付業務も平時の窓口以外に特別の窓口を設けますので、そちらの専従ということで、過去からそういった体系で事業を進めております。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。御着席ください。したがって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巢市一般会計補正予算（第8号））は原案のとおり承認することに決定をいたします。

報告第3号を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

御着席ください。起立全員でございます。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号））は原案のとおり承認することと決定します。

以上で本臨時会に提出された案件は全て終了しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

本議会を閉じる前に、議長にお願いをしたいことがあります。

先ほど議運のメンバーを、道下議員のことですけれども、その委員会からの脱退という形の意見書を出して、その中で私は自分の思いと、自信を持ってパワハラ行為が行われたという形で皆さんにお諮りしたわけでありまして。

その中において採決が行われたわけでありましてけれども、反対の討論が何一つなく、そして無言の中において反対多数となったわけでありまして。つい最近も、一度そういう案件があったわけでありまして。

前回の予算の中において、人事案件等々についての審議が行われたときにおいて、私は人事案件について、いかにも給料のアップ等々が少ないだろうということで反対をしたわけでありまして。無言の反対が出た後でございましたけれども、先輩議員各位もそのことに気がつかれて、同じ内容の案件ではありましたが、先輩議員たちは、私が反対討論をしたときに賛成討論に参加をさせていただきました。逆だったか。私が反対討論をしたら、賛成討論に参加をさせていただきました。これが本来の議会の姿だろうと思うし、先輩議員は、そのときにあまりそういうことに参加しなかった先輩議員たちも、後輩議員たちに手本を示すためにという形で無言の反対はいけませんよとか、無言の賛成はいけませんよというような形でやられたかと思っております。

しかるに、今回の私の提案については1名の議員から質疑がありました。その中に、それが真実か否かということがよく分からない中において、こういうものを出されるというのはいかがかというような意見もありました。私は自信がありましたので、その中で、その事実は間違いはないという確信があるということで再三お話をし、皆さんに説明をして賛同を願うようお願いをしたわけでありまして。

けれども、反対の理由もなく反対をされたことについては、私は納得もできませんし、また私が言ったことが何となくうそであるというふうにとられておりますので、私が議長にお願いしたいのは、私の発言の中における真否性について調査していただきたいため、調査委員会の設置を求めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

暫時休憩します。

午後0時48分 休憩

午後0時51分 再開

○議長（道下和茂君）

再開いたします。

ただいまの鏝本議員の発言については、お願いでございますので、その旨を承っておきます。

閉会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本臨時会に提出された案件は全て終了しました。

これをもちまして令和7年第1回本巣市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後0時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 西 徳 三 郎

新 議 長 道 下 和 茂

副 議 長 飯 尾 龍 也

署 名 議 員 河 村 志 信

署 名 議 員 鏝 本 規 之